

## 第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

## 第2 審査請求に至る経過

### 1 開示の請求

審査請求人は、令和元年6月28日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第6条の規定により、実施機関に対し、「令和元年六月二二日の広島県警察本部長車の運轉日誌」（以下「本件請求文書」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求文書を作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和元年7月5日付けで審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は、令和元年7月29日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

なお、諮問実施機関は、上記審査請求書の記載事項に不備があったため、同年8月6日付けで審査請求人に対し補正を命令し、審査請求人からの同月7日付け補正書を、同月13日に收受した。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

令和元年6月22日は、〇〇のために〇〇が本通りに来る日であり、市内・県内多数の違法看板が設置された日である。中央警察署には（道路使用許可申請書）「※告知・・・広島市内全区と広島県内全市に捨て看・・・など」と明記し、違法看板の情報を知り得る立場にあり、当日視察していない証拠はない。

警察官は、本部長の顔を知っているはずであり、徒歩で現地に行ったこともありえない。

#### 第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、当審査会に提出した実施機関の弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

運転日誌について検索を行った結果、令和元年6月22日（土曜日）に県警察本部長車が運行した事実がなく、当日の同車両の運転日誌を作成又は取得した事実もないことを確認したため、本件処分を行った。

審査請求人の主張は、いずれも本件処分の判断を左右するものではない。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件処分の妥当性について

実施機関が使用する車両については、広島県警察車両等の管理に関する訓令（昭和35年本部訓令第33号。以下「訓令」という。）により管理することとされており、訓令第10条により、車両の運転に従事した者は、運転日誌を作成することが義務付けられている。

当審査会において、本件請求文書の存否を確認するため、諮問実施機関に対して、広島県警察本部長車の運転日誌の提出を求め、その内容を見分したところ、令和元年6月22日に広島県警察本部長車が使用されたという記載はなかった。

よって、実施機関において、本件請求文書を作成又は取得していたとは認められない。

以上のことから、実施機関が、本件請求文書を作成又は取得していないとして、不存在を理由とする本件処分を行ったことは妥当である。

##### 2 審査請求人のその他の主張

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

##### 3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
元. 11. 13	・ 諮問を受けた。
2. 8. 31 (令和2年度第4回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
2. 9. 28 (令和2年度第5回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁 ( 部 会 長 )	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授